

2020年6月3日

文部科学大臣 萩生田光一様

全日本教職員組合（全教）
中央執行委員長 小畑雅子

学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校再開にあたっての緊急要請書

5月25日に緊急事態宣言が全国で解除され、間もなく多くの学校が再開されることが予想されます。

引き続き、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ対策は重要であり、各学校では、一人ひとりの子どもたちを受け止め、教育活動をすすめながら、感染拡大を防ぐために具体的な対策をとることが求められています。しかし、学校において必要な感染防止対策をとるには、いまだに多くの課題があります。同時に、教職員が感染拡大の起点とならないよう対策をとることも重要です。

学校再開にあたり、各自治体や学校まかせにするのではなく、国の責任でその実状を把握し、十分な予算措置をおこない、緊急に必要な対策をとることが必要です。

以上の観点から、下記の事項を緊急に要請します。

記

1. 学校再開にあたっては、学校における感染拡大を防止するために必要な条件整備をおこなうとともに、必要な財政措置をおこなうこと。
 - ① すべての学校・学年で20人以下での少人数授業が可能となるよう、以下の事項を緊急に実施すること。
 - すべての学校に必要な教員を加配すること。
 - すべての学校に必要な学習支援員、スクール・サポート・スタッフ、ICTアドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を増員配置すること。
 - 空き教室・空き校舎（寄宿舍含む）、近隣施設、プレハブ校舎などを積極的に活用できるようにすること。また、現在すすめられている学校や寄宿舍の統廃合計画をいったん凍結し、再検討すること。
 - 子どもたちの指導にあたる教職員を確保するために、不要不急な出張や研修をおこなわないようすること。
 - ② すべての子どもたちが利用可能な手洗い場の整備や、消毒液、液体せっけん、非接触型体温測定機器、ペーパータオル、特別な配慮を要する児童生徒に応じた必要な物品（聴覚障害の児童生徒のための透明マスクやフェイスシールド等）の確保が確実にできるよう措置すること。
 - ③ 校内の消毒活動を教職員がおこなうのではなく専門の業者を配置すること。
 - ④ 養護教諭の複数配置をただちにおこなうこと。必要な人的配置をおこなうこと。保健所や学校医等と連携し、保健室等での詳細な対応マニュアルを作成すること。医療的ケアを必要とする児童生徒のための医療スタッフを配置・増員し、必要な物品を確保すること。
 - ⑤ 発熱等の感染が疑われる子どもたちが待機（隔離）する場所や動線を確実に確保することなど、ゾーニングを確立することができるようにすること。

- ⑥ 学校給食の衛生管理の徹底や配膳を伴わない形での提供を可能とするために、必要な財政措置をとること。
 - ⑦ 特別支援学校や特別支援学級のスクールバスの増車が可能となるよう国が責任をもって予算措置や人的配置をおこなうこと。
2. 学校再開にあたって、教職員の感染を防止するために必要な条件整備をおこなうとともに、必要な財政措置をおこなうこと。
- ① 職員室等での「3つの密」を防ぐ手立てを確立するために、各学校の実状を把握し必要な財政措置をおこなうこと。
 - ② すべての教職員の検査体制を早期に確立すること。
 - ③ 可能な限り教職員の在宅勤務・テレワーク・自宅での研修等が可能となるようにすること。とりわけ、妊娠中の教職員や基礎疾患を持っている教職員の在宅勤務が可能となるような体制を確立すること。
 - ④ 感染リスクが高い養護教諭に、フェイスシールドや感染防護服の配備等、特別な感染防護対策をとること。
 - ⑤ 感染防止の観点からも、長時間過密労働を解消すること。いっそうの長時間労働をまねく恐れのある「1年単位の変形労働時間制」の導入を凍結すること。
 - ⑥ 労働安全衛生法にもとづき、すべての都道府県・市区町村段階で組合代表も含めた総括衛生委員会を設置するとともに、すべての学校職場に衛生委員会を確立し、感染防止対策を具体化すること。
 - ⑦ 教職員が学校において感染した場合、公務災害・労働災害となることを周知すること。
3. 今後感染レベルを低減させながら学校教育活動を継続するために、20人以下学級を展望し、教育予算を増やし、教職員定数の改善等により教職員を大幅に増やすこと。
- ① 加配による単年度の教職員定数改善ではなく、義務・高校標準法を改正し、教職員定数を抜本的に改善すること。
 - ② 特別支援学校の設置基準を策定するとともに、新・増設をすすめること。特別支援学級の編制基準を改善すること。
4. 教育課程の編成は各学校がおこなうものであり、休校によって授業ができなかった内容の指導について、学校再開後に機械的に授業時数の確保を求めるのではなく、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。
- ① 補充のための授業等のとりくみをおこなうにあたり、子どもや教職員の過重な負担とならないようにするために必要な支援をおこなうこと。
 - ② 「次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する」ことを含む「次年度以降を見通した教育課程編成」を可能としたこと（2020年5月15日文科省通知）については、「一日当たりの授業コマ数の増加」や「長期休業期間の短縮」、「土曜日の活用」等のとりくみを最大限図ったうえでの「特例的な対応」とするのではなく、各学校と子どもたちの実態をふまえた柔軟な対応として可能であると周知徹底すること。

以上